

高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会からのお知らせ

2017年4月改訂

卒業論文、修士・博士論文の作成や研究のための調査を予定されている
社会福祉領域の学部生・院生・教員のみなさんへ

卒業論文、修士論文作成等に向けて、インタビュー調査やアンケート調査、参与観察などに出かけられる方が多いと思いますが、人の個人情報保護や倫理にかかわる調査研究をされる場合には、研究倫理審査委員会の承認を必ず得なければなりません。

社会福祉研究では、そのほとんどが臨床・疫学以外の研究倫理審査になると思われますので、その場合は、高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会に申請します。以下、及びホームページ上（社会福祉学部ホームページの「研究倫理審査」をクリック）では、この高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会へ申請する手続きについて、掲載しています。一方、臨床・疫学に関する研究倫理審査を申請する場合には、委員長に事前に相談した上で、高知県立大学社会福祉研究倫理専門審査委員会（高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会内部に設けられる専門委員会）に申請してください。

1) 申請書類の作成：ホームページから申請書式をダウンロードし、氏名、研究課題、研究概要、倫理的配慮の方法（説明と同意の方法、プライバシーの保護と管理、等）などの必要事項を記入し（所定欄に書ききれない場合には別紙を添付すること）、押印のうえ、提出してください。さらに、調査の種類に応じて以下を添付してください。

インタビュー調査の場合：協力依頼書（研究協力のお願ひ）、【協力機関用】承諾書、【研究協力者用】同意書

アンケート調査の場合：協力依頼書（研究協力のお願ひ）

2) 提出先：社会福祉学部棟4階の階段横の教員用ロッカーの研究倫理審査委員会専用ボックス。提出書類には、ホチキスをせずに（クリップ止め）、ロッカー横につり下げた封筒に入れて、名前を記入のうえ投函すること。

提出〆切：毎月第1・3金曜の17時まで（審査委員会は、8月以外の毎月第2・4月曜の2回開催を原則とする）。

3) 審査結果の返却：学生・大学院生は、原則指導教員を通じて連絡します（承認、不承認、非該当）。通知書は、調査依頼や論文作成において必要になりますので、紛失しないよう保管してください。

高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会 申請ガイドライン (2017年4月改訂)

※申請書記入に際しては、以下のガイドラインに留意すること(審査基準にもなります)。

「申請者」(実施責任者)欄について

①卒業論文、修士・博士論文の作成のための調査研究の場合、申請者は学生(または大学院生)本人とすること(教員が学生・院生との共同研究を行う場合、学生本人の出す申請書とは別に、成績評価・審査の対象となる卒業論文、修士・博士論文とは独立した研究として、申請者名が教員の申請書を提出する)。

なお、学生・大学院生の場合は指導教員名を明記し、指導教員のチェックを受けること。

「共同研究者」欄について

②共同研究者の有無を明記すること。

「研究計画の概要」欄について

③研究計画の目的と方法を明記すること。

④研究対象者とおおよその人数を明記すること。

⑤研究対象者の選定方法をできる限り明示すること。

⑥インタビューやアンケートのおおよその調査項目を記入すること。

「研究期間」欄について

⑦学生(大学院生)の場合は、卒業(修了)年度の最終日(3月末日または9月末日まで)までを視野に入れて記入すること。

「主たる研究場所」欄について

⑧演習室の場合、大学名、学部名、部屋番号まで明記すること。

「説明と同意の方法」欄について

⑨説明および同意を得る場合、何をどのように説明し、どのように同意を得るのかを記すこと。なお、ICレコーダー等の機器によりインタビューの内容を録音する際、録音に関する同意を得たかどうかについても記載すること。

⑩同意後も辞退できること、それによって不利益を被らないことを伝えること。

「プライバシーの保護と管理」欄について

⑪保管場所と保管方法を具体的に明記すること。

⑫データの一定の適切な保管期間を設けること。

⑬電子媒体の取り扱いを含め、プライバシーを保護する方法を具体的に記述すること。

例：他人が閲覧できないようファイルへのパスワードの設定、最新のウィルス対策ソフトの利用、インターネットに繋がらないパソコンでの処理、等。

「研究成果の公表」欄について

⑭卒業論文やその他の論文等により公表する場合、高知県立大学研究倫理委員会および高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会の承認を得たことを明記すること。

⑮研究対象者に対して、どこでどのように公表するかを事前に告知して承認を得ること。

その他

⑯研究倫理について：大学院生と専任教員の場合、

1) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得」
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>)の通読

2) CITI Japan e-learning (<http://edu.citiprogram.jp/>) 基本コース(2015)の受講

により各自学習し、それぞれ受講・読了後にチェック欄にチェックすること

なお、学部生の場合は、ゼミ担当教員による研究倫理指導を受けること

⑰指導教員による申請書類の確認：学部生・大学院生の場合、申請書類作成後に指導教員の確認を受け、指導教員確認欄に指導教員の署名をもらった上で、申請すること。

※原則として、申請書の枠内に記すこと。それを超える場合には、別紙記載すること。